

長崎県感染症予防計画（素案）に対する パブリックコメントの募集結果について

「長崎県感染症予防計画（素案）」について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。

お寄せいただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1. 実施期間 令和5年12月20日（水曜日）から令和6年1月19日（金曜日）まで
2. 募集方法 電子申請、郵送、ファクシミリ
3. 閲覧方法
 - ・ 県ホームページに掲載
 - ・ 県感染症対策室、県政情報コーナー（県庁県民センター内）
 - ・ 各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）
 - ・ 各県立保健所
4. 意見の件数 5件（2名）
5. 意見の反映状況

区分	対応内容	件数
A	ご意見を踏まえ素案に修正を加え反映させるもの	0
B	素案に既に盛り込まれているもの 素案の考え方や姿勢に合致し、今後、遂行の中で反映していくもの	1
C	今後検討していくもの	0
D	反映が困難なもの	2
E	その他	2
計		5

6. 提出された意見の趣旨及び県の考え方

番号	項目	関係ページ	意見の趣旨	対応区分	県の考え方
1	計画全体	—	<p>長崎県も加算のとりまとめをされておりますので、山口や大阪、三重などを参考に感染対策向上加算の連携も反映されてみてはと思いました。厚労省の感染症対策の診療報酬資料の反映も含めご検討いただけましたら幸いです。</p>	D	<p>感染対策向上加算の届出状況につきましては、現状把握のために重要な指標と考えておりますが、幅広く協定指定医療機関との連携を目指していることから、今回計画には反映致しません。感染症に関する研修や訓練時は、加算を取得している医療施設だけでなく協定指定医療機関へ参加を呼びかけます（第12に記載）。</p> <p>感染症対策に関する診療報酬資料については計画内容と異なるため今回計画には反映致しませんが、計画に関連する医療措置協定の締結にあたっては、関連する診療報酬等が明らかになりましたら説明会等を通じて関係機関へご案内することを検討しています。</p>
2	計画全体	—	<p>感染症予防計画となっておりますが、新型コロナウイルスも含まれると思いますので、今回の新型コロナウイルスに特記して述べますが、今後は新興感染症という言葉に書き変わるのでしょうか。</p>	E	<p>長崎県感染症予防計画は、感染症全般に対する予防のための県の施策の実施に関する計画ですが、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、計画の見直しを行っているものです。</p> <p>令和6年1月現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は感染症法上の5類感染症に位置付けられています。本計画素案中の「新興感染症」は、そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症で新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を指したものであり、現時点の新型コロナウイルス感染症は含まれません。</p>
3	計画全体	—	<p>そもそも、「感染症に対する正しい知識の普及啓発に努める」とありますが、正しい知識を県民に知らせているか？知らせているとは言えません。</p> <p>『新型コロナウイルスが存在するという根拠を示した科学的論文は持ち合わせておりません』という、新型コロナウイルスの存在を示すエビデンスの開示に対して、県の見解を県民が知っているか、聞いてみたら分かることです。存在が確認できてないウイルスを</p>	B	<p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、情報提供の方法やリスクコミュニケーションの重要性については再認識しており、本計画素案にも記載（第11、第13）しています。</p> <p>危機発生時だけでなく平時から、保健所を中心として、感染症全般に対するリスクコミュニケーションを行っていくこととしております。</p>

			<p>でっち上げ、恐怖をあおり、またまた、対策としてあれこれ無駄な税金を使い、拳句は、遺伝子組み換えワクチンであることや、治験中であること、副作用も多々あり、なども知らせず、いまだにワクチンを推奨しています。現在、ワクチンによる、死者を含め、様々なワクチン被害が起こっているのは、救急車の出動数を見れば明らか。県民の中には、もはや、政府や行政がメディアとグルで、県民を騙していると気づく人も増えてきています。現に超過死亡の増加も明らかになっています。</p>		
4	計画全体	—	<p>素案と言いながらも、あまりにも理解不能な文章、が多すぎるため、指摘する無駄はしたくないが、例えば「県は感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。」の文章で、県とは、誰のこと？知事か、県の職員か、県会議員か、県民か、分かりません！</p>	E	<p>「県は感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。」という文章が、本計画素案の中で見つかりませんでした。が、「県民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。」という記載については、県民の果たすべき責務として記載しており、県民の皆様感染症の予防等についてご協力をいただきたい事項です。</p> <p>本計画素案の中で、「県」を主語としているものは、地方自治法に基づく地方公共団体としての長崎県が実施主体であることを示しています。</p>
5	計画全体	—	<p>今後のこともあるので、感染症やワクチンなどについて、県民の素朴な質問に丁寧に正確に、答えることができる機関を設置してほしい。厚労省へ、国立感染症研究所、などへ、無責任に振り回すことなく、県としての責任ある対応をすべきです。例えば、COVID-19 ウィルスの大きさは？マスクはウィルス防止にはならないという論に対して？PCR 検査は正確か、EVENT201とは？グレートリセットとは？コロナ対策費と称して、使途不明金は？WHO から出されているパンデミック条約の内容？IHR 国際保健規則とは？などなど、県民の理解を得るためにも、納得いく説明をできるようにしておくべきです。</p>	D	<p>機関を設置することについて計画に記載することは難しいところですが、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、情報提供の方法やリスクコミュニケーションの重要性については再認識しており、本計画素案にも一部記載（第11、第13）しています。</p> <p>危機発生時だけでなく平時から、保健所を中心として、感染症全般に対するリスクコミュニケーションを行っていくこととしております。</p>